

## 名古屋市立大学医学研究科における主催・共催・協賛・後援・企業協賛に関する取扱い

### 1 目的

この取扱いは、名古屋市立大学医学研究科（以下「本研究科」という。）が関与する主催、共催、協賛、後援、企業協賛についての基準及び承認手続きを定めることを目的とする。

### 2 定義

- (1) 「主催」とは、本研究科又は本研究科に属する分野等（以下「本研究科等」という。）が事業の主体となり、自己の責任において会合や行事など開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、本研究科を含む複数の団体（個人を含む）が事業主体となり、共同で会合や行事などを開催することをいう。主体が本研究科を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その事業への本研究科の度合いが強い場合をいう。
- (3) 「協賛」とは、本研究科以外の者が開催の主体となる事業について、本研究科がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが、協賛金等の費用負担をともなう場合があり、後援に比べて、その催しへの本研究科の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (4) 「後援」とは、本研究科以外の者が開催の主体となる事業について、本研究科がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。
- (5) 「企業協賛」とは、本研究科等が主催又は共催する事業について、企業等の本研究科以外の者が、学術奨励のために寄附金以外の物品・サービス等を提供することをいう。

### 3 適否基準

#### (1) 共催

本研究科等が共催する場合には、本研究科の理念・目的に則っていることを基準として、個別に判断する。

#### (2) 協賛及び後援

本研究科以外の者が開催の主体となる事業に関して、協賛又は後援依頼があった場合には、本研究科の理念・目的に則っていること、及び、次に掲げる事項のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。

- ① 営利を目的とする事業であると認められないもの。
- ② 特定の目的をもった政治活動、又は宗教活動であると認められないもの。
- ③ 特定の団体の宣伝等、少数者の利益を目的とすると認められないもの。
- ④ 運営方法が公正でないと認められないもの。
- ⑤ 入場料、参加料などを徴収するものにあつては、その額が実費を超えないもの。
- ⑥ 開催者と本研究科の間に利益相反上の問題が認められないもの。

#### (3) 企業協賛

本研究科等が企業協賛を受ける場合には、協賛内容が本学会計上の執行条件に準じていることを基準として個別に判断する。

#### 4 申請・手続き

- (1) 共催、協賛、後援を希望する者は、共催の場合は原則として当該事業の開催予定日の1月前までに、協賛及び後援の場合は原則として2週間前までに研究科長へ申請しなければならない。
- (2) 申請には申請書（様式1）、定款、会則など団体などの概要を示す資料のほか、事業計画書、収支予算書、パンフレット・プログラムなどを添付するものとする。ただし、研究科長が必要ないと認める場合はこの限りではない。
- (3) 共催の場合には著作権の帰属、関係者との責任分担、費用負担や余剰金の配分方法、大学の施設利用などを明確にしなければならない。
- (4) 共催の許可にあたっては、予算・将来計画検討委員会の承認を得なければならない。なお、時間的に切迫しているなど予算・将来計画検討委員会の承認を得る時間がないときは研究科長が決定する。この場合、研究科長は、次の予算・将来計画検討委員会に報告し、その承認を得るものとする。
- (5) 企業協賛を希望する者は、原則として当該事業の開催予定日の1週間前までに申込書（様式3）を研究科長へ提出しなければならない。
- (6) 共催、協賛、後援、企業協賛を許可するときは、必要に応じ条件を付すことができる。

#### 5 遵守事項

協賛、後援、企業協賛の許可を受けた本研究科以外の者は次の事項を遵守しなければならない。

- ① 名義の使用は当該事業に限ること。
- ② 軽微な変更を除き、申請時の事業計画通りに実施すること。
- ③ 催しを行うに当たって、大学の施設、設備等を利用する時は公立大学法人名古屋市立大学不動産貸付細則その他関係規則に従うこと。
- ④ 本研究科が経費を負担する場合には、経費の使途報告を行うこと。
- ⑤ 本研究科の尊厳及び品格を損なうことのないように実施すること。

#### 6 内容の変更、取消し

- (1) この取扱いにより許可を受けた事業内容に変更があった場合は、再度許可を受けなければならない。
- (2) 研究科長は、申請に虚偽の事実があったこと又はこの取扱い若しくは許可にあたって付した条件に違反したことが判明した時は、許可を取り消すことができる。

#### 7 報告

共催、協賛、後援の許可を受けた者は、事業終了後、速やかに報告書（様式2）を研究科長に提出しなければならない。

#### 8 適用除外

- (1) 本学や本研究科等が共同研究契約などを締結している団体などの開催する事業において、当該契約などの趣旨に基づき共催などする場合には、本取扱いは適用しない。
- (2) 本研究科と密接な関係のある公共的な団体（名古屋市立大学医学会、瑞友会、同門会など）につ

いて本取扱いは適用しない。

## 9 事務

この取扱いに関する事務は、医学部事務室において処理する。

### 附 則

- 1 この取扱いは、平成26年11月1日から施行する。
- 2 本研究科等の主催または共催により、大学の施設、設備などを利用する場合、参加費が1万円未満の学会などで、本学の教職員が施設利用申請する時には、無償で貸し付けることができる。
- 3 本研究科等が主催または共催する事業において、本学の教職員が講師や座長などを務める場合、兼業により企業等から報酬を受け取ることはできない。

(様式1)

平成 年 月 日

共催  
協賛 申請書  
後援

公立大学法人名古屋市立大学  
大学院医学研究科長 殿

【申請者】団体等名  
住所

氏名  
電話番号

㊟

このたび、下記の事業に対して貴研究科の を受けたいので、この旨申請いたします。

|             |   |
|-------------|---|
| 1 申請の種類     | <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 協賛 <input type="checkbox"/> 後援 |
| 2 事業の名称     |   |
| 3 開催期間      | 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )   |
| 4 開催場所      |   |
| 5 主催者       |   |
| 6 学内責任者     |   |
| 7 他の共催、後援団体 |   |
| 8 事業の概要     |   |
| 9 参加者費用     | <input type="checkbox"/> 参加費 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 円                     |

以下の書類添付をお願いします。

定款・会則  事業計画書  収支予算書  パンフレット・プログラム等

(様式2)

平成 年 月 日

共催  
協賛 報告書  
後援

公立大学法人名古屋市立大学  
大学院医学研究科長 殿

【申請者】団体等名  
住所

氏名  
電話番号

㊟

平成 年 月 日に許可された事業が終了いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

|             |   |
|-------------|---|
| 1 申請の種類     | <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 協賛 <input type="checkbox"/> 後援 |
| 2 事業の名称     |   |
| 3 開催期間      | 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )   |
| 4 開催場所      |   |
| 5 主催者       |   |
| 6 学内責任者     |   |
| 7 他の共催、後援団体 |   |
| 8 参加人数      |   |
| 9 備考        |   |

以下の書類添付をお願いします。

経費報告書 (大学が経費を負担した時のみ)

(様式3)

平成 年 月 日

## 協賛申込書

公立大学法人名古屋市立大学  
大学院医学研究科長 殿

【申請者】団体等名  
住所

氏名  
電話番号

印

このたび、下記のとおり貴研究科に協賛したいので、この旨申し込みます。

### 記

- 1 事業の名称
- 2 日時・場所
- 3 協賛目録